

航空法による建造物等の高さ制限について

航空法では、航空の安全を確保するため、各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面が設定されています。豊中市では、大阪国際空港周辺に制限表面が設定されています。

詳しくは、関西エアポート株式会社のホームページをご参照ください。

【関西エアポート株式会社ホームページ】

1. 高さ制限の照会

高さ制限回答システム <https://secure.kix-ap.ne.jp/itm>

2. 高さ制限の内容

空港周辺の物件設置制限情報

<http://www.kansai-airports.co.jp/regulations/for-business/regulations/itm.html>

問い合わせ先

豊中市 都市活力部 空港課

第一庁舎 5階 TEL 06-6858-2111